

令和5年11月24日

石巻市議会議長 安倍 太郎 殿

会 派 名 石巻風の会  
代表者氏名 会長 西 條 正 昭

## 政務調査報告書

次のとおり政務調査を行ったため、その結果を報告します。

### 記

- 1 調査者氏名 西條正昭、阿部正敏、後藤兼位、山口荘一郎、宇都宮弘和、  
我妻久美子、谷祐輔
- 2 調査期間 令和5年11月14日（火）から令和5年11月17日（金）まで
- 3 調査地及び調査内容
  - (1) 佐賀県武雄市「武雄市図書館・こども図書館について」
  - (2) 長崎県長崎市「税減免による危険空家解体促進のための条例について」
  - (3) 福岡県太宰府市「太宰府市民遺産活用推進計画について」

### 4 調査目的

- (1) 佐賀県武雄市「武雄市図書館・こども図書館について」

石巻市においては老朽化した図書館の改築が課題の一つとなっている。平成25年に既存図書館を全面改装し、書店やカフェと併設された図書館の指定管理委託を開始し、一躍有名となった武雄市ではその後、同一敷地内にこども図書館を増設し、図書の貸し出しだけでなく年間1,500回以上の講座・体験イベントを展開するといった一般的な市立図書館のイメージとはかけ離れた事業を行うように、その取り組みを拡大しており、その取組を調査する。

(2) 長崎県長崎市「税減免による危険空家解体促進のための条例について」

石巻市では、震災以降の人口減少に伴い空き家が増加し、特定空家への対応が課題となっている。坂の多い街として有名な長崎市であるが、車の進入しにくい丘陵地から平坦な市中心部への移転が人口減少・高齢化と相まって加速し、空き家の増加が課題となっている。老朽化し、崩壊等の危険がある老朽危険空家の解体には補助金制度を設けて解体促進を図ってきた長崎市が、次年度に開始予定としている老朽危険空家の残置への固定資産税特例解除と解体への税減免制度について調査する。

(3) 福岡県太宰府市「太宰府市民遺産活用推進計画について」

昨年、みちのく GOLD 浪漫に金華山詣、金華山道が追加認定されたばかりの石巻市においては、今後の市民を巻き込んだ取り組みが期待されている。市民一人ひとりが関わる古くから歴史的に重要な役割を担ってきた太宰府市では、多くの歴史建造物や文化遺産があふれており、市固有の歴史文化や風土を伝承するため、市民一人ひとりが主体的に関わる太宰府市民遺産活用推進計画を進めていることから、その取り組みを調査する。

## 5 調査概要

(1) 佐賀県武雄市 武雄市図書館・こども図書館について

1) 武雄市の概要

佐賀県の西部に位置する。地形は低山と盆地と川沿いの平地が入り組む地勢である。人口約 48,854 人（2021）、面積 195.40 km<sup>2</sup>、標準財政規模は約 134 億円となっている。

2) 新図書館（指定管理者制度導入）に至るまでの経緯と経過

H19	市長提案によってから休館日を減らす取組を開始
H24	5月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（CCC）と基本合意の締結
	6月 図書館・歴史資料館設置条例の一部改正
	7月 臨時市議会で指定管理者を決定
	9月 定例市議会で改修、システム更新など予算計上
	11月～3月 改修工事、5ヶ月間休館、臨時図書館開設（11月～2月）
H25	3月 内覧会・見学会
	4月 指定管理者による運営開始
H29	こども図書館建設、多目的スペース新設

### 3) 新図書館（指定管理者制度導入）前の課題

- ①来館者数の伸び悩み、利用者の固定化
- ②若年層、子育て世代の利用の難しさ
- ③時代に合った講座やイベント等のノウハウ不足

※これらの課題解消によって図書館はまちづくりの核になれるのではと模索を開始。

### 4) 新図書館構想（武雄市図書館の特徴と魅力）

○コンセプト 「市民の生活をより豊かにする図書館」

○目指した図書館像 「便利」で「役に立つ」図書館

#### ①いつでも利用できる図書館

- ・365 日年中無休、開館時間：午前9時～午後9時

#### ②居心地のいい図書館

- ・図書館、書店、カフェが融合（飲物を飲みながら、本や談話が楽しめる）
- ・ニーズに応えるエリア分け（読書、勉強、談話、話せる学習室、無料 Wi-Fi 等）

#### ③体験できる図書館

- ・多くのイベント開催（各世代を対象に様々な分野の講座 年間1,500回以上）
- ・学習や趣味などのきっかけづくり、やりがいや生き甲斐づくり
- ・特に子ども、親子向けの提案型の体験イベントや講座の充実

※上記の構想実現のため武雄市は民間と連携し「新しい図書館づくり」に取り組んだ。

○リニューアル当初掲げられていた市民への9つの価値提供

①20万冊の開架蔵書 ⇒ 開架7万冊、蔵書18万冊から開架20万冊へ

②雑誌販売の導入

③映画・音楽の充実

④文具販売の導入

⑤電子端末を活用した検索サービス ⇒ iPad を導入

⑥カフェ・ダイニングの導入 ⇒ スターバックスの出店

⑦蔦屋書店のノウハウを活用した品揃えやサービスの導入

⑧Tカード、Tポイントの導入 ⇒ 同意、選択制による。

⑨365日、9時から21時の開館 ⇒ 以前は年間30日休館 10時から18時開館。



#### 5) 指定管理料

武雄市がCCCに支払っている指定管理料は、1.1億円。委託前は年間1.2億円かかっていたことと併せて、新図書館構想に基づく開館時間の拡大等を行政がそのまま直営で運営した場合、試算額は、2.1億円だったとのこと。また、後述する平成29年に開設されたこども図書館を合わせた場合の指定管理料は1.9億円とのこと。(こども図書館を合わせた場合の市直営による運営見込額は2.5億円)

#### 6) こども図書館の新設

2017年10月に開館した武雄市こども図書館の来館者数は4年7カ月で100万人を達成した。「こどもと家族の生活を豊かにする図書館＝家のような図書館」のコンセプトのもと、子どもの利用だけでなく親同士のコミュニティーの場としても定着している。

○子育て応援施設「武雄市で子育てしたいと思ってもらえるこども図書館」

- ・「遊び・学ぶ・育つ」の視点から、子どもを中心に多世代が交流できる工夫
- ・読書だけでなく遊びの場としての機能を持たせ、一日中楽しめる環境づくり
- ・趣向を凝らした講座、イベントで様々な学びや発見に繋げ、本を通じた学びを深める

○世代を超えて交流・学習できる施設

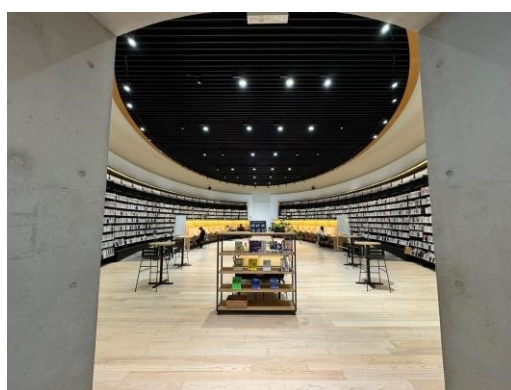
#### 7) 多目的スペースの新設

○中学生・高校生のグループ学習の場

○通常の閲覧、談話、学習スペース

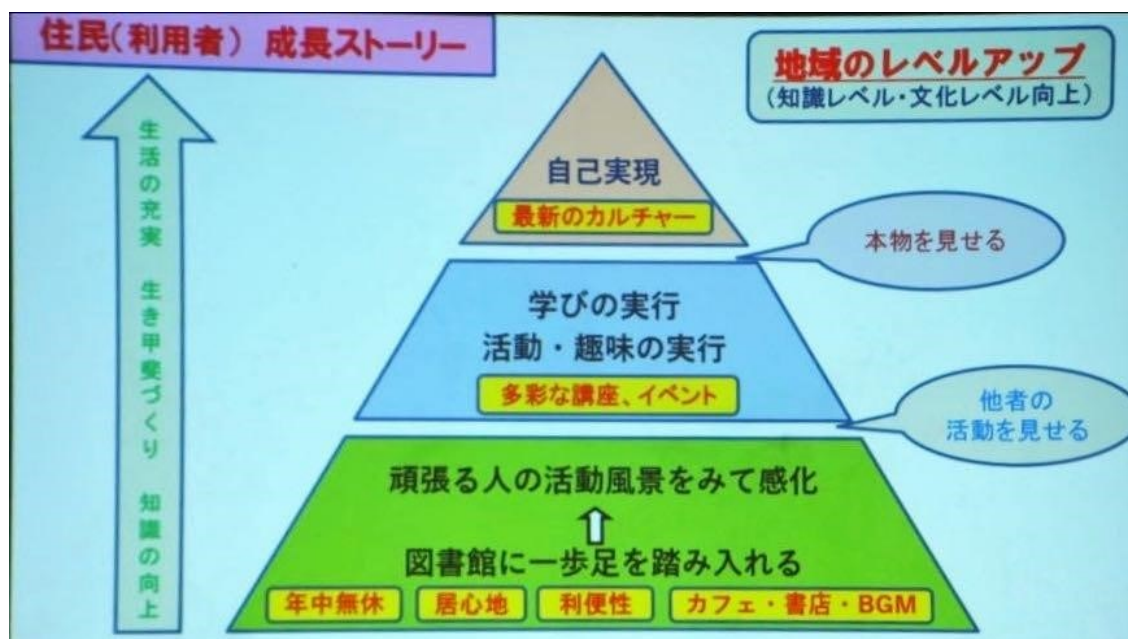
○ビジネス・ワークスペース

○各種イベント、講演会、セミナーの開催



8) 目指すもの：図書館を通じた自己実現の手助けと地域のレベルアップ

目指す図書館像の柱の一つとして、提案型図書館としての講座、ワークショップなど多彩なイベントが開催されていた。図書館が学びを通じた賑わいづくりを行い、地域の文化・知識のレベルアップに寄与したいとのこと。様々なライフスタイルの提案を通じて住民生活充実への道筋を、ピラミッド型にまとめた図も示されていた。(下図)





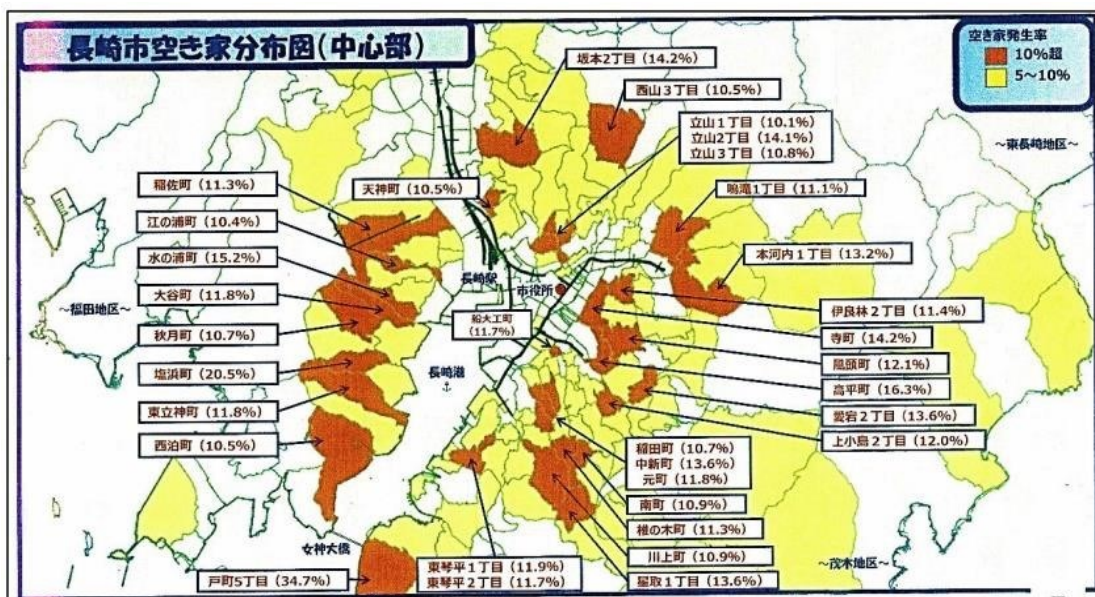
## 9) その他

武雄市図書館をはじめ、図書館の指定管理者制度を導入した自治体には、公共図書館として在り方を疑問視する声や批判が多く寄せられていた。これらは大きく分けると①自治体の意思決定と手続きに関する問題（蔦屋ありきの自治体の姿勢）②図書館の運営に関する問題であったようだが、特に②は地域・郷土情報の収集と提供、適切な蔵書構築、レファレンスサービスの提供、利用者が自ら図書館資料を調べること等が出来なくなるのでは、という様々な視点からの問題点を指摘されていたとのことであったが、リニューアル後の年数が経つにつれ、それら否定的であった「武雄市モデル」への意見も「未来に向けた新しい図書館のモデルのひとつ」だと肯定的な意見が大半を占めるようになったとのこと。

## (2) 長崎県長崎市 税減免による危険空家解体促進のための条例について

### 1) 長崎県長崎市の概要

人口約40万人、面積は約406km<sup>2</sup>で、山に囲まれたすり鉢状の地形である。住宅は、平地に多いが山の斜面を利用した住宅地の造成がされており、全国でも珍しい山に市街地が広がる都市となっている。長崎市に坂が多いのは、この特有な地理的背景によるものである。長崎市での空き家が発生する背景として、少子高齢化、特有の地形、解体費用などの経済的背景などがあり、住宅総数に占める空き家率（H30 土地統計調査）は、全国平均13.6%に対し、15.4%と全国平均を上回っている。

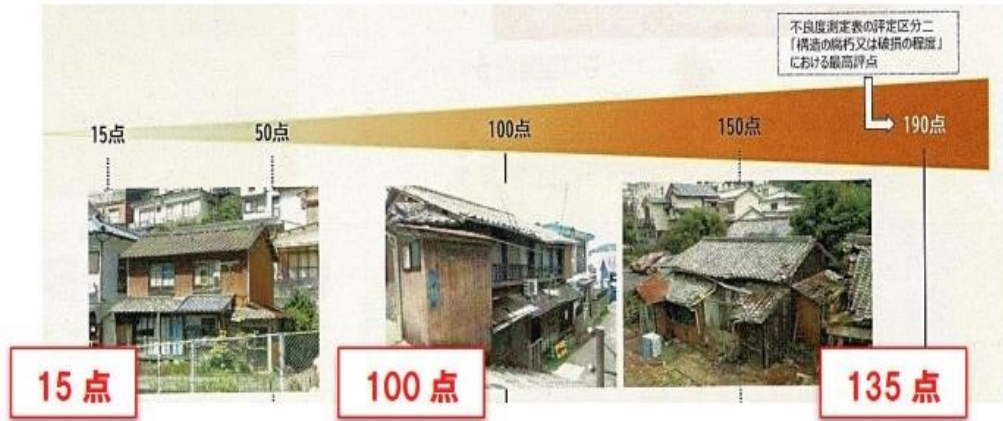


(上記資料は、長崎市全域の空き家の状況図)

## 2) 空き家対策に係る国と長崎市の現状

<判定基準>

住宅地区改良法施行規則別表第1「住宅の不良度の測定基準」による評点数  
(最高評点 190 点)



<法 律>

### ①住宅地区改良法（不良住宅について）

- ・住宅地区改良法施行規則別表第1に定める区分ごとに測定した評点の合算が、100点以上の住宅

### ②空家等対策の推進に関する特別措置法（空家特措法）

- ・管理不全空家（適切な管理なし、放置すれば特定空家等の恐れがある）
- ・特定空家等（著しく保全上危険、衛生上有害、景観を損なう等）

※法には空家の種類を判定する数値の基準は規定していない。

※特定空家等には、指導助言⇒勧告⇒命令⇒行政代執行を行う。これまでで、命令以上はなし。勧告12件にとどまる。

<条 例>

### ①理財部（資産税課）

- ・空き家について㈱ゼンリンの保有データを買取り
  - ・空家特措法で勧告（12件）⇒住宅用地特例の適用解除及び減免（勧告を受けた特定空家等+評点100点以上）
- ### ②建築部（建築指導課）
- ・特定空家等の中で評点50点以上は、除却費補助金対象空家
  - ・除却費補助金対象空家の中で評点100点以上は、老朽危険空き家として公共空間整備事業対象とする。

## 3) 空き家をめぐる現状と課題

<現 状> 空き家 9,327 戸 (R5.3.31) ※㈱ゼンリンの空き家調査より

空き家のうち特定空き家 819 戸  
特定空き家のうち老朽危険空き家 175 戸

市民からの通報等で判明



潜在的な老朽空き家が存在する。(通報等で判明していない空き家)

・ 建築部での取組

- ① 特定空き家の所有者に、修繕や解体についての対応を助言・指導
- ② 空き家の活用について（空き家・空き地情報バンクの提供や空き家活用補助金の紹介）
- ③ 空き家の解体について（特定空き家等除却費補助金、老朽危険空き家対策事業の実施）

< 課 題 >

- ・ 空き家の管理状態に関わらず、等しく税の公平性が図られていない。
- ※住宅用地特例を適用
- ・ 空き家の解体費用、固定資産税の増加による経済的負担。

※住宅用地特例  $\text{土地の課税標準} = \text{評価額} \times 1/6$  (特例措置)  
 $\text{固定資産税} = \text{課税標準} \times 1.4\%$

老朽危険空き家に関して2つの条例を定める。(税制面から)

- ① 長崎市住宅用地特例の適用に関する家屋の要件を定める条例  
(住宅特例適用を解除 税負担の公平性を確保、空き家の適正管理の醸成)
- ② 老朽危険空き家等を除却した土地に係る納税義務者の固定資産税の減免に関する条例 (減免による除却誘導、空き家の除却促進)

< 空き家を取り巻く問題に対する国の対応 >

- ① 不動産に関するルールの変更 (法務省)
    - ・ 相続登記の義務化 (R6. 4. 1 施行)
    - ・ 相続土地国庫帰属制度の創設 (R5. 4 施行)
  - ② 空き家対策小委員会 (国土交通省 R5. 1 提言)
    - ・ 発生抑制、活用促進、適切な管理・除却の促進
- ⇒ 空き家特措法の一部を改正 (R5. 6 公布)



4) 長崎市住宅用地特例の適用に関する家屋の要件を定める条例について

目的は、住宅用特例を適用する空き家の要件を定め、適切に運用することで税負担の公平性確保と空き家の適正管理の意識醸成を図ることとし、自発的に行った解体は認めず、解体を促すことを念頭に置く。

**住宅用地特例（第2条関係）**

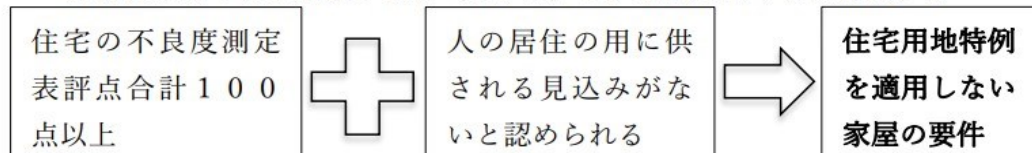
「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」

家屋の状態	①管理されている 空き家	②管理されていない 老朽危険空き家	③家屋なし (解体更地)
特例適用 見直し前	課税標準額（評価額×1/6）※特例措置有		課税標準額 (評価額×0.7)
特例適用 見直し後	課税標準額 (評価額×1/6) ※特例措置有	課税標準額 (評価額×0.7) ※特例措置なし	

※管理不全の老朽危険空き家に対し減免措置はしない。

**住宅用地特例の適用に関する家屋の要件（第3条関係）**

総務省通知の住宅用地の認定（空き家）を、条例で基準を明確化した



<条例の運用に伴う影響額について（令和6年1月1日から施行）>

老朽危険空家 157 戸をすべて解体・除去した場合（単年度）

●土地の税増額 + 約 140 万円 ●家屋の税額減 ▲約 60 万円

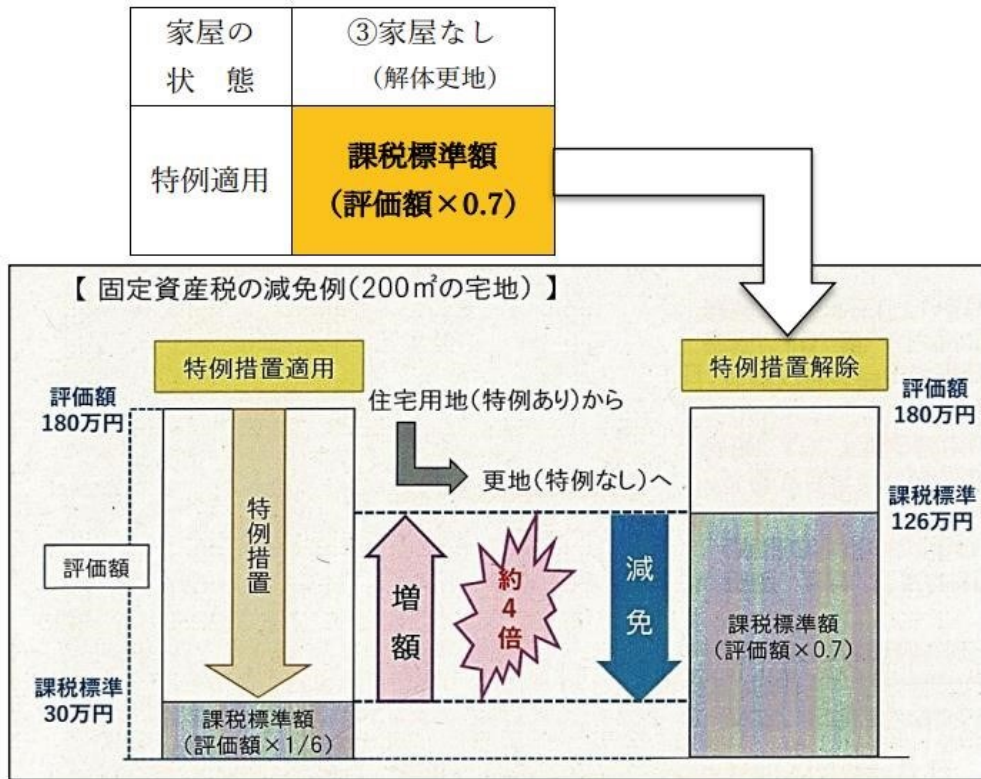
<住宅の不良度測定基準>

住宅地区改良法施行規則別表第1に定める「住宅の不良度の測定基準」のうち、「(い) 欄に掲げる評定区分の二構造の腐朽又は破損の程度」欄で (に) 欄に掲げる評点の合計が 100 点以上の家屋を住宅用地特例の適用解除とした。

5) 長崎市老朽危険家屋を除却した土地に係る納税義務者の固定資産税の減免に関する条例について

目的は、老朽危険空き家を除却した土地の固定資産税を減免することで、当該空家等の除却促進と市民の良好な生活環境を確保することとし、特例適用を解除した土地に存する老朽危険空き家を除却したときは、増額となる固定資産税等相当額を減免する。

「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」（上記表の抜粋）



★固定資産税 = 課税標準額 × 税率 (1.4%)

評価額を180万円と仮定すると・・・

【解除前の税額】4,200円—①

【解除後の税額】17,600円—② ▼減免額②—① = 13,400円

< 条例の運用に伴う影響額について (令和6年1月1日から施行) >

老朽危険空き家157戸をすべて解体・除去した場合 (単年度)

▲約420万円 (3年間) ※▲140万円 (単年度) × 3年間

< 減免の範囲等 (第4条関係) >

条例施行の日から令和10年12月31日までの間に老朽危険空き家等を除却した土地の納税義務者を適用対象とし、適用期間を3年間とした。また、減免期間が途中で終了する場合も規定した。(新たに住宅用地特例を適用した場合、納税義務者が変わった(相続以外)、他の用途に変更された等)

施行日等…令和5年3月23日施行、令和10年12月31日失効

## 6) 今後の取組等

### ①空き家の現状把握について

#### 老朽危険空家調査

【事業期間】 R5～R6

【事業費】 R5・・・12,390千円（一般財源）

R6・・・精査中

#### 【事業内容】

ステップ1 空き家データの購入（需用費：3,362千円）、民間事業者（ゼンリン）保有の空き家データを購入

ステップ2 地番図情報システムへの空き家データ取り込み（委託料：3,198千円）

ア)「地番図情報システム」に空き家データをインプット

イ) 空き家の所在地、所有者を特定

ウ) 老朽危険空家候補を絞り込み

ステップ3 空き家の不良度測定（委託料：5,830千円）

住宅地区改良法の「住宅の不良度測定表」により、老朽危険空家候補の不良度を測定⇒評点100点以上の「老朽危険空家」を特定する。

### ②今後の課題

#### ・空き家データの管理・更新

今後生じる空き家についても、随時把握し、住宅用地特例適用の可否を判断する必要があるが、今回入手した空き家データを、建築部と局と協議しながら、どのように管理・更新していくか検討する必要がある。

#### ・減免条例の失効

減免条例は、令和10年12月31日をもって失効することから、それまでの適用実績や空き家を取り巻く情勢などを踏まえ、その後の運用について検討する必要がある。

## (3) 福岡県太宰府市 太宰府市民遺産活用推進計画について

### 1) 太宰府市の概要

市域面積29.6㎢のうち約16%を史跡面積が占めており、史跡指定されている区域内にも人が住んでいる自治体である。史跡管理として年間6,000万円ほどの除草費用等が発生し、単費負担となっている。

## 2) 市民遺産活用推進計画までの経過

H17	太宰府市文化財保存活用計画策定
H20ーH22	文化財総合把握モデル事業受託
H20～H22	文化財総合把握モデル事業受託
H22. 10	太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例制定・施行
H22. 12	太宰府市景観・市民遺産会議発足
H23. 1	第1回市民遺産認定会議（4件認定）
H23. 3	太宰府市民遺産活用推進計画策定 (H17の保存活用計画と併せて『太宰府市歴史文化基本構想』)

平成17年の太宰府市文化財保存活用計画は、文化庁の認定する文化保存活用地域計画として策定したものであり、それを受けて平成20年からの3カ年では、文化庁のモデル事業として、文化遺産調査ボランティアが小学校区ごとに地域の文化遺産の情報を紙ベースでの統一様式により市民目線で調査し、5,000件のデータベース化を図った。そのうち、所有者の同意を得られた一部の物については市ホームページでも公開している。太宰府市では市民遺産を景観とセットで存在するものと捉えており、現在の保存状態を凍結して保護するといった一般的な文化財保護の観点ではなく、その移ろいも見守るというスタンスを取っている。そのため、移設や解体についても、その経過等の記録を残すことができれば、やむを得ないものと判断している。

## 3) 文化遺産、市民遺産とは

### 文化遺産

従来の「文化財」という定義を含みつつもその価値を広く柔軟に捉えた歴史文化の所産。平成22年の条例制定時に「文化財」と区別する概念として太宰府市で規定したもの。おおよそ50年が経過し、モノとコトを含む。

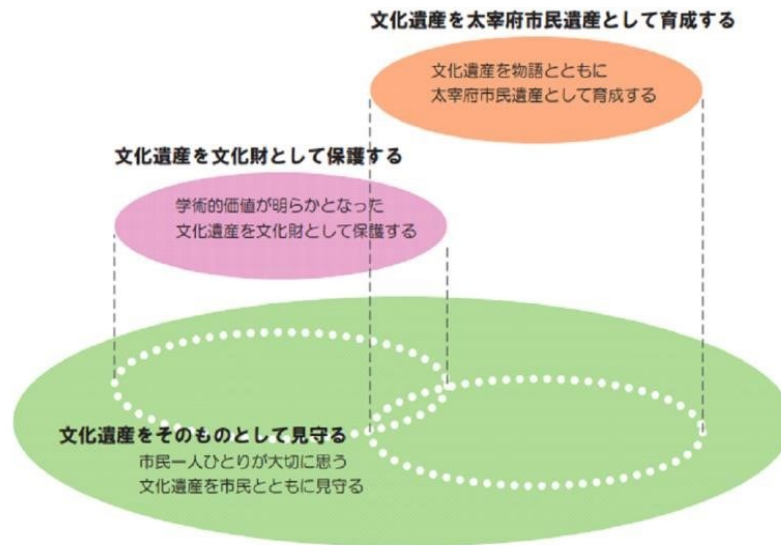
※その後、平成31年の文化財保護法改正において、文化財を「未指定文化財を含めた地域の文財」と表現されるようになり、太宰府市の定義した文化遺産の概念も含まれることとなった。

### 市民遺産

- ①市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語
  - ②その物語の基盤となる文化遺産（文化遺産群を含むもの）
  - ③文化遺産を保存活用する活動
- を総合したものとして、平成22年制定の条例で定義。

#### 4) 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例

平成 20 年から 3 カ年では、後の太宰府市民遺産活用推進計画につながる太宰府市の文化遺産に対する考え方を太宰府市歴史文化基本構想として取りまとめている。基本構想は、①文化遺産をそのものとして見守ることがベースの大前提として存在し、その中の行動の現れとして②文化遺産を文化財として保護する活動や③文化遺産を太宰府市民遺産として育成していく活動が育っていくという概念により成り立っている。



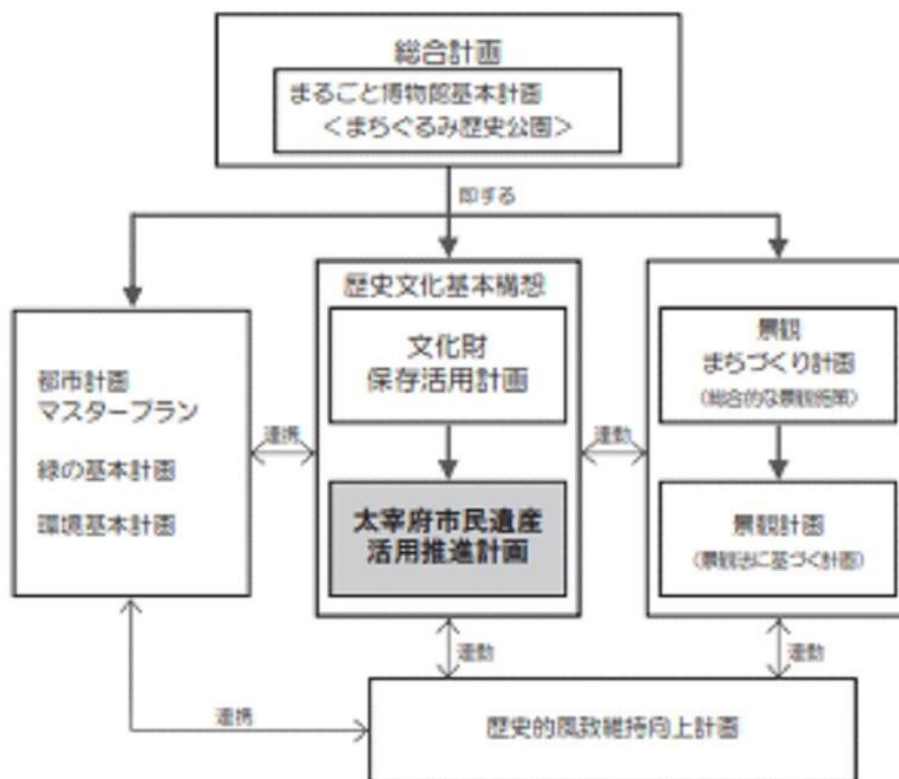
①文化遺産をそのものとして見守るための取組は、民間の営為に加えて景観条例で担保し、②文化遺産を文化財として保護するための取組は、法定の市専門委員会による文化財指定で担保、③文化遺産を太宰府市民遺産として認定する取組は、市民遺産として認定するための市民遺産会議を条例制定により担保していくという考えから条例を新たに制定するに至った。

条例では、太宰府固有の物語、物語を示す文化遺産、物語の育成活動を必須要素とした市民遺産を認定する組織として「景観・市民遺産会議」を新たに設置することを規定し、市は太宰府の宝として市民・事業者・行政が取り扱うことを規定しているほか、市はその育成活動を尊重することが規定されている。

#### 5) 太宰府市民遺産活用推進計画

平成 17 年に策定された文化財保存活用計画を推進するものとして制定され、2つの計画を併せて太宰府歴史文化基本構想と位置づけている。この基本構想は景観計画や都市計画マスタープランなどとも連動し、市民全体で文化遺産を保存活用していく持続的な取組を推進している。





※この計画の中核を為す組織が「景観・市民遺産会議」であり市民遺産の認定を行っている。

観光協会、商工会、自治協議会、太宰府天満宮、古都大宰府保存協会、キャンパスネットワーク、有識者3名、市役所、(観光経済部、都市整備部、教育部)、教育団体3名

- ・ 景観・市民遺産会議は上記15名で、全体会議、役員会、専門部会（交流部会、企画運営部会）で構成され、市民遺産認定までの流れは、
  - ①景観・市民遺産育成団体の登録
  - ②市民遺産提案書の提出
  - ③景観・市民遺産会議での提案 で行われる。
- ・ これまで17件の市民遺産が認定されている。
- ・ 世界遺産、日本遺産、市民遺産は別物であるが、それらは全てつながっていると説く大学教授もあり、むしろ市民自らが文化財を守る意識を重要視する市民遺産は能動的な取組である。

## 6) その他

団体の後継者育成が課題であるが、育成団体が無くなったとしても数年後に別な団体が手を上げるという可能性もあり、市民遺産の認定解除ではなく、休会扱いにしていくよう検討している。

市民遺産認定制度を開始した当初は、認定後には市が予算をかけて保存、PRしていくものと勘違いされる方もおり、今も高齢の方々は市が管理すべきという思考を持つ方が多いが、若い年代の方は市との関係をフラットに捉えている方が多く、自らが守っていくという思考が強い。文化財保護課としての関わりは、団体の年間活動に対する対話、相談業務が中心となるが、調査・発掘といった通常業務とは別の対話スキルが求められるため、不得手とする担当の若手職員が多い。

## 6 所 感

### (1) 佐賀県武雄市 武雄市図書館・こども図書館について

表面的な効果は調査概要のとおりだが、武雄市として官民連携による図書館を通じた社会教育の先駆事例として意義が大きいと考える。

多世代の本離れという大きな問題に対して、図書館と書店、書店とカフェ、子ども・若者の居場所機能を組み合わせることで対処し、全てを同じ場所で、多様な選択肢を用意する。そのことにより市民の興味と関心を喚起し、集客に成功したこと、特に若い母親と子ども達、中高生に訴求した点は図書館という使命の第1を十二分に果たしていると感じた。なによりそれら集まった多世代にわたる市民へ、多種多様な講座やイベント、相互学習の場を数多く提供することにより、学びの支援、生き甲斐づくりを高いレベルで実践している様子は「このまちに住みたい・住み続けたい」という人の増加に大きく寄与していると推察される。

### (2) 長崎県長崎市 税減免による危険空家解体促進のための条例について

長崎市では、市街地が山に広がる地形であることや住宅総数に占める空き家率が全国平均を上回っている現状を伺い、管理不全な老朽危険空家の発生が、経年劣化、倒壊、近隣住民の生活に影響を与え、その対策は喫緊の課題である。

視察時に実際に市役所屋上に案内され、長崎市の全景を見ながら家屋の説明を受け、長崎市空き家分布図により空き家の状況について説明を受けた。空き家の状況については(株)ゼンリンに委託し、空き家のデータを集めている。また、老朽危険空家について、2つの条例を制定し、国の示す空き家の条件をより明確化し、管理不全の老朽危険空家には、固定資産税の軽減措置を解除、そして、老朽危険空家を除却した場合には、特例措置解除分の固定資産税分を3年間の期間限定で減免し、除却促進を進めるなど、空き家対策に関する前向きな取組を知ることができた。

課題としては、今後生まれてくる空き家について、随時把握していかなくてはならないことであり、空き家データの管理や更新作業であると伺った。また、減免に関する条例の期間が失効した後の運用について課題もある。

### (3) 福岡県太宰府市 太宰府市民遺産活用推進計画について

太宰府市は市域の 16%が史跡区域と指定されることから、日常生活の中で身近に史跡を感じることができる風土を持っているものと感じた。その風土が市民自ら遺産を守るという意識を育み、市民遺産一つ一つにそれらを守る団体を設定できる下地になっているものと受け止める。

石巻市では金華山詣、金華山道が日本遺産みちのく GOLD 浪漫に追加認定されたばかりであり、太宰府市のような史跡を守る風土は定着していないが、従来の凍結パッケージ型の文化財保存の重要性のみならず、市民自らが守っていくという主体性こそが重要であり、それをどのように醸成していくかが課題であることを再認識した。

## 7 調査による石巻市への政策提言等について

### (1) 社会教育の推進に関する再考について

武雄市図書館の場合は、たまたま立地も状態も良い建物であったため、リニューアルを機に CCC との協業が成り立っている。石巻市の図書館は社会教育・体育施設等適正配置及び長寿命化計画において、2030 年までの第 1 期計画期間で部分的な長寿命化改修を行い、2031 年からの第 2 期計画期間において改築または建て替える計画となっているため、早期の新設や大幅改修によるハード面を起点とした社会教育の革新が難しい。

前提として、行政だけがどれだけ頑張っても、決して社会は変化せず、この石巻で暮らす一人一人が社会の課題について真剣に考え、学び合っ初めて、今ある課題の解決方法と未来への希望が生まれると考えており、ハード面を待っての社会教育の革新では他自治体での取組の醸成や社会の変化に取り残されることが予想される。

石巻市は市民一人当たりの資料費、蔵書数、貸出冊数も非常に低く、また震災の影響もあり、子ども読書活動推進計画の未改定や地域づくり学習センター事業の中断等、社会教育に関する取組の難しさも感じたが、今後は惰性になっている部分を精査し、改めて「社会教育の推進」について再考することを望み政務調査報告とする。

### (2) 税減免による危険空家解体促進のための条例について

長崎市の視察により、当市でも空き家がどのくらいあり、空き家の中でも 老朽危険空家について把握していく必要があると感じる。市民からの情報提供の他に、民間の専門事業者の協力も求める必要もあると感じた。

また、長崎市では、条例で老朽危険空家について基準を明確化し、解体の進まない老朽危険空家について特例措置を解除し、空き家を解体した場合に3年間の固定資産税の減免を行うなど対策を前向きに行っていることも今後の当市の空き家対策として参考となる事例と考える。空き家の問題は全国的な問題として認識しているが、長崎市や他地域の事例も参考にしながら、効果的な対策を講じていくことを提言する。

### (3) 日本遺産の活用について

石巻市の日本遺産みちのく GOLD 浪漫にはそれらを活用・保存していく団体が設定されておらず、市民の主体的な活用・保存意識の定着は石巻市が自治体として発信する範囲に限られている。現在行っている関連商品開発事業補助金など観光経済に対する支援策のみならず、市民の主体的な保存活用意識を醸成するような団体育成に向けた取組を求めていく。

8 調査経費 952,187円

### 9 添付書類

別添資料のとおり